

# ◇平成 27 年 4 月 1 日付改正内容

## 1. 施工体制台帳の作成対象を拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月1日以後に締結する契約(同日前に市が締結した契約の変更契約を除く。)について、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳の作成・提出を求めます。

## 2. 土木施設維持管理に係る競争入札への平均額型最低制限価格制度の導入

本市においては、これまで建設工事及び設計・調査・測量における競争入札を対象に平均額型最低制限価格制度を導入しておりますが、平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件より、土木施設維持管理に係る競争入札(一般競争入札及び指名競争入札)についても同制度を導入します。(総合評価方式は除く。)

- ◆最低制限価格算定方法(建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理)  
有効な全入札金額を平均した数値の90%の額  
(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

## 3. 社会保険等の加入を入札参加条件に追加

建設労働者の適正な労働条件を確保するため、社会保険等(健康保険、厚生年金及び雇用保険をいう。)に未加入の業者を排除する必要があることから、平成27年4月1日以降に公告を行う案件より、予定価格6,000万円以上の建設工事の入札参加条件に社会保険等の加入を追加します。

## 4. 建設工事等に係る入札時における内訳書の提出の拡大

本市では、一般競争入札を対象に入札金額に係る内訳書の提出を求めていましたが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い、全ての公共工事の入札において入札金額の内訳を提出することが義務付けられたため、指名競争入札についても、平成27年4月1日以降に指名通知を行う案件より、入札金額の内訳書の提出を求めます。

なお、設計・調査・測量、土木施設維持管理についても、見積能力のない不良・不適格業者の参入を排除するため、同様に提出を求めるものとします。

## 5. 主任技術者の専任要件の緩和

昨今の建設業者の人手不足等に対応するため、主任技術者の専任要件を緩和するとともに、本市発注工事で主任技術者の兼務要件に該当する工事については現場代理人の兼務要件を併せて緩和します。

- ◆専任を要する主任技術者の兼務が認められる要件  
以下の①又は②のいずれかの条件を満たし、かつ③を満たす場合  
① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
② 施工にあたり相互に調整を要する工事  
③ 工事現場がいずれも越谷市内であること。また、いずれかの工事現場が市外の場合は、工事現場の相互の間隔が、直線距離で10km以内であること。